

問題 1. 外為法第 48 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、(A) の許可を受けなければならない。」と規定している。(A) には、経済産業省が入る。

問題 2. 輸出令別表第 1 の 4 の項で規制されている貨物の英訳をする場合、MTCR のサイトが参考になる。

問題 3. 本邦にある親会社から米国にある子会社に輸出令別表第 1 の 2 の項 (41) 4 に該当するパルス用コンデンサを販売促進用のサンプルとして、無償で輸出する予定である。この場合、安全保障上の問題はないので輸出許可は不要である。

問題 4. 輸出令別表第 1 や貨物等省令で規定されている用語には、運用通達に規定する「解釈」で、一般用語と異なった意味で定義されている場合があるので、該非判定では留意する必要がある。

問題 5. 本邦にあるメーカー X は、米国にあるメーカー Y から、AI 用の集積回路の製造の引き合いを受けた。メーカー Y から外為令別表の 8 の項に該当する図面の提供を受けたが、製造コストが見合わないことから、引き合いを断り、当該図面をメーカー Y に返却することになった。この場合、役務取引許可は不要である。

問題 6. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する軍用センサー α を米国にあるメーカー Y より購入し、オーストラリアにあるメーカー Z に売却する予定である。軍用センサー α は、メーカー Y からメーカー Z に直接輸出される場合、貿易会社 X は、仲介貿易取引許可が必要である。

問題 7. 本邦にあるメーカー X は、台湾で輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する炭素繊維のストック販売をする場合、需要者が未定なので輸出許可申請が必要である。

問題 8. 本邦にあるメーカー X が、シンガポールで工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引をする際に、外為令別表の 9 の項に該当する技術が含まれていたとしても、役務取引許可は不要である。

問題 9. 「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」とは、「核兵器の開発又は製造に用いることができる工作機械」という意味である。

問題 10. 本邦にある X 大学は、告示貨物で、輸出令別表第 1 の 10 の項 (2) に該当する光検出器 (総価額 6 万円) を天体観測用にオーストラリアにある Y 大学に輸出する契約を結んだ。当該光検出器を輸出する場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。

- 問題 1 1. 本邦にあるメーカーXは、台湾にあるメーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当するチタン合金1トンの注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である短距離ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは通常兵器キャッチオール規制に基づく許可申請が必要である。
- 問題 1 2. 役務取引許可申請に必要な書類は、運用通達に規定されている。
- 問題 1 3. 外為法等遵守事項では、「該非判定に関して手続を明確にし、実施するよう努めること」と規定されている。
- 問題 1 4. 本邦にあるX大学のP教授は、米国にあるY大学の教授も兼任している。毎月、1回渡米し、7日間、米国に滞在し、授業を行っている。X大学とY大学の間には、P教授に関する指揮命令・善管注意義務に関する優先合意はない場合、P教授は、特定類型①に該当する。
- 問題 1 5. 輸出令別表第1の1から15までの項の下欄に掲げる地域は、「全地域」である。
- 問題 1 6. 本邦にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されている香港の企業Y（懸念区分はミサイル）から輸出令別表第1の16の項に該当するプリプレグ製造装置50台（懸念用途はミサイル）の注文を受けた。注文台数も多く、用途を何度も確認したが、「企業秘密で答えられない。」と拒否された。この場合、メーカーXは大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
- 問題 1 7. 役務通達の「用語の解釈」によれば、「検査、試験」は、「製造」にあたる。
- 問題 1 8. 居住者がリスト規制該当技術について、非居住者に口頭で説明する場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 1 9. 運用通達では、許可申請時に必要な契約書には、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」が求められている。下線部分は正しい。
- 問題 2 0. 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の6の項に該当する技術が含まれている公開特許情報αのみを英国にある子会社Yに提供する予定である。この場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 2 1. 本邦にある貿易会社Xは、年間収益の25%以上を占める金銭を中国政府から得ている。この場合、貿易会社Xは特定類型②にあたる。

問題 2 2. 本邦にあるメーカー X は、駐日アルゼンチン大使館から注文を受け、来月、外為令別表の 9 の項（1）に該当する管理用プログラムを納品することになった。この場合、役務取引許可が必要である。

問題 2 3. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、仕向地が米国で、通常兵器である戦車の製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、「失効」する。

問題 2 4. 本邦にある X 大学医学部の P 教授は、来月、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項（1）に該当する細菌をタイにある Y 大学に輸出する予定である。P 教授が、当該細菌を「基礎科学分野の研究活動」のために輸出するということであれば、輸出許可は不要である。

問題 2 5. 本邦にあるメーカー X は、先週、米国にあるメーカー Y から輸入した輸出令別表第 1 の 1 1 の項（1）に該当する加速度計（1 セット・総価額 1 2 0 万円）が故障していたので、返品して、新品と交換することになった。この場合、メーカー X は、無償告示第一号 1 により、返品の際の輸出許可は不要である。

2024年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第63回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3の地域（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15の項までに該当する貨物（技術）をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物